

# 義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書 (概要)

## 1. 指定規則(※1)及び指導ガイドライン(※2)の教育内容と単位数の見直しについて

義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴い、義肢装具士の養成に必要な教育内容と教育目標及びその単位数について検討を行った。

教育内容の見直しに当たっては、診療技術の進歩とともにデジタル技術及び工学技術の臨床での活用を踏まえた教育となるよう、教育内容(単位数)の見直しを行い、以下の総単位数とする。

**93単位以上から100単位以上へ引上げ**

### [カリキュラムの主な見直し内容]

#### 1) 専門基礎分野

- ・ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進(単位増)
- ・ 保健医療福祉とリハビリテーションの理念(単位減：一部内容を専門分野に移動)

#### 2) 専門分野

- ・ 基礎義肢装具学(単位減：教育内容変更、一部内容を他の専門分野に移動)
- ・ 応用義肢装具学(単位増：教育内容の再区分：義肢学・装具学・福祉用具学)
- ・ 臨床実習(単位増) など

※1 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和63年文部省・厚生省令第3号)

※2 義肢装具士養成所指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第32号厚生労働省医政局長通知)

## 2. 臨床実習の在り方について

### (1) 臨床実習の1単位の時間数について

臨床実習1単位の計算方法について、臨床実習は1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習指導者との実習の講評や実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とする。

### (2) 臨床実習の1単位の調整期間について

安心安全な臨床実習を行う意味合いから学生の過度な負担への配慮をしつつ、義肢装具士特有の業務形態に対応できるよう臨床実習の1単位の時間数は2単位が2週間に収まることを目安に調整する。

### (3) 臨床実習の中で実施する教育内容について

臨床実習10単位のうち、4単位以上は義肢装具関連施設で行う実習を行い、そのうち1単位以上は、医療提供施設で行う実習とする。

また医療提供施設で患者の下で行う臨床業務について、実習指導者による臨床業務における講評を必須として定める。

### (4) 臨床実習指導者の要件に関する事項について

福祉用具専門分野において実習指導者となるものは、厚生労働省の定める要件を満たす臨床実習指導者講習会を修了したものであることを要件として追加する。

義肢装具士として実習指導者となるものは、同講習の修了者であることが望ましいとして要件に追加する。

## 3. その他について

### (1) 養成所において備える必要がある備品等

現状にあわせて、養成所において備える必要がある備品等を見直す。

### (2) 適用時期、経過措置

令和6年4月の入学生から適用（法第14条第1号）

※同条第2号は、令和7年4月から適用。同条第3号は、令和8年4月から適用。